

デイサービスセンター西島寮 重要事項説明書  
(指定通所介護) (指定介護予防通所サービス)

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(静岡県指定 第2277100299号)

当事業所はご契約者に対して指定通所介護サービス、指定介護予防通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護者」「要支援及び事業対象者」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者 .....	2
2. 事業所の概要 .....	2
3. 事業実施地域及び営業時間 .....	2
4. 職員の配置状況 .....	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金 .....	3
6. サービス提供における事業者の義務 .....	5
7. サービスの利用に関する留意事項 .....	5
8. 損害賠償について .....	5
9. サービス利用をやめる場合 .....	5
10. 苦情の受付について .....	7
11. 身体拘束の禁止 .....	7
12. 虐待の禁止 .....	7
13. その他の重要事項 .....	8

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 慈恵会  
(2) 法人所在地 静岡県浜松市中央区西島町101番地  
(3) 電話番号 053-425-2000  
(4) 代表者氏名 理事長 浅生 真裕  
(5) 設立年月 昭和61年12月5日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所  
平成12年4月1日指定 静岡県2277100299号  
指定介護予防通所介護事業所  
平成18年4月1日指定 静岡県2277100299号  
※当事業所は特別養護老人ホーム西島寮に併設しています。
- (2) 事業所の目的 要介護者、要支援者及び事業対象者が、事業所に通所し、心身機能の維持回復、社会的孤立感を解消し、また家族の方への身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的とする。
- (3) 事業所の名称 デイサービスセンター 西島寮
- (4) 施設の所在地 静岡県浜松市中央区西島町101番地
- (5) 電話番号 053-425-2000
- (6) 管理者氏名 鈴木 章
- (7) 当事業所の運営方針 「何事も相手の立場になって考え行動します」この職員心得を念頭に、「お客様に敬愛の心で接し、個性を大切にします。」  
また「地域の皆様に密着し、その時を大切に援助します。」
- (8) 開設年月 昭和62年10月1日
- (9) 利用定員 通常規模型 定員は月曜日、水曜日を30人  
火曜日、木曜日、金曜日、土曜日は25人

## 3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 駅南地区・江西地区・江東地区・遠州浜地区  
白脇地区・芳川地区・五島地区・河輪地区

営業日	月曜日～土曜日
受付時間	月～土 8時20分～17時20分
サービス提供時間	月～土 9時20分～15時20分 (12月31日～1月3日の年末年始を除く)

#### 4. 職員の配置状況

〈主な職種の勤務体制〉

職種	常勤体制
相談員	勤務時間：8時20分～17時20分 ☆原則として1人以上の相談員が勤務します。
介護職員	勤務時間：8時20分～17時20分 ☆原則として利用者5人に対して職員1人以上が勤務します。
看護職員	勤務時間：8時20分～17:20 ☆原則として1人以上の看護職員が勤務します。

〈主な職種の勤務体制〉 職員の配置について、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準	
管理者	1人	1人	
介護職員	1人以上	1人以上	
生活相談員	1人以上	1人以上	
看護職員	1人以上	1人以上	
機能訓練指導員	1人以上	1人以上	

\*5名の利用者に対して職員1人を配置。最大利用人数35人

#### 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- |   |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合<br>(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

##### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の通常9割が、介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

##### ①食事

- ・管理栄養士・栄養士が栄養並びにご契約者の身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。ご契約者の自立支援のため、通常12～13時の間に、離床して食事をとっていただきます。食事の取り置きは14時までとなります。

##### ②入浴

- ・ご本人の健康状況に合わせて、入浴又はシャワー浴、清拭を行います。身体状況によりリフト（車椅子乗車式）を使用して入浴することもできます。

### ③排泄

- ・ご本人の状況に応じて、自立援助に向けた適切な排泄の介助を行います。

#### 〈サービス利用料金（1回あたり）〉（契約書第6条参照）

別紙の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。

☆ご契約者が要介護認定を受けていない場合は、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）また居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事の材料にかかる費用は別途いただきます。（下記（2）①参照）

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

#### （2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

#### 〈サービスの概要と利用料金〉

##### ①食事の材料の提供（食材料費）

ご契約者に提供する食事の材料にかかる費用です。

1回あたり600円

##### ②複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき10円

#### （3）利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記（1）（2）の料金・費用は、一か月ごとに計算し、ご請求しますので請求書発行の日から15日までにお支払ください。（一か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は利用日数に基づいて計算した金額とします。）

#### （4）利用の中止、変更、追加（契約書第7条参照）

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止または変更ができます。この場合当日においては午前8時までにご連絡ください。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合協議します。

## 6. サービス提供における事業者の義務（契約書第9条、第10条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師または看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者または身元保証人のご請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに身元保証人または医師への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑤ 事業者及びサービス従業者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。  
（守秘義務）  
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。  
またご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

## 7. サービスの利用に関する留意事項

### （1）施設・設備の使用上の注意（契約書第11条参照）

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者の自己負担により原状に復していただくか、または相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

### （2）喫煙

原則として喫煙スペースはありませんが、ご相談ください。

## 8. 損害賠償について（契約書第12条、第13条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意または過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

## 9. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。(契約書第 15 条参照)

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取消された場合または指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約または契約解除の申し出があった場合(詳細は以下をご参照ください。)
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合(詳細は以下をご参照下さい。)

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出(契約書第 16 条、17 条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ ご契約者の「居宅サービス計画(ケアプラン)」が変更された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出(契約書第 18 条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第 15 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

10. 苦情の受付について（契約書第 20 条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者） 相談員 宇井 義高  
（第三者委員） 法人監事 岩品 晴久  
法人監事 吉野 百合子

○受付時間 毎週月曜日～金曜日  
9：00～17：00

(2) 行政機関その他苦情受付機関

当施設で解決できない苦情は、下記機関に申し立てることができます。

- 静岡県福祉サービス運営適正化委員会 TEL054-653-0840
- 浜松市南区役所長寿保険課 TEL053-425-1572
- 静岡県国民健康保険団体連合会 TEL053-253-5580

11. 身体拘束の禁止虐待の禁止

○ 当施設では、指定介護老人福祉施設のサービスの提供にあたっては、当該契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動の制限を行いません。また施設内に身体拘束廃止委員会を設置します。施設は、前述の身体拘束等を行う場合は、次の手続きにより行います。

○ (1) 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束にかかる様態及び時間、その際の契約者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録します。

○ (2) 当該契約者又は身元引受人に説明しその他の方法がなかったか改善方法を検討します。

○

12. 虐待の禁止

○ 施設は、契約者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。

○ (1) 虐待を防止するための職員に対する研修を実施します。

○ (2) 契約者及びその家族からの苦情対応体制の整備をします。

○ (3) その他虐待防止のために必要な措置を講じます。

○ ・虐待防止に関する責任者の選定及び措置を講じます。

- ・必要に応じて成年後見人制度の利用を支援します。
- ・その他必要な措置を講じます。
- 

### 1 3. その他の重要事項

#### (1) 緊急時対応

契約者に緊急事態が生じた場合には、緊急連絡先に速やかに連絡します。  
また、緊急医療機関等への受診の手配をします。医療機関の受診の際は、必ず同行願います。

#### (2) 事故発生時の対応

通所介護サービス提供中に、契約者に損害すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

#### (3) 非常災害対策

当施設では、防火管理者を定め、別途定める「西島寮消防計画」「及び西島寮防災 BCM マニュアル」により非常災害時の対応を行います。

#### (4) 虐待防止と身体拘束の廃止

当施設では、契約者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、施設長を虐待防止に関する責任者とし、必要な職員研修を実施します。

2 当施設では虐待予防委員会を中心に、虐待防止の活動を展開します。

#### (5) 感染症の予防発生時の対応

当施設では、感染症が発生し、又はまん延しないように、感染症予防委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。



令和 年 月 日

指定通所介護サービス、指定介護予防通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に  
基づき重要事項の説明を行いました。

デイサービスセンター 西島寮

説明者職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービス、指  
定介護予防通所介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所

氏名

印

身元保証人 住所

氏名

印

連帯保証人 住所

氏名

印